

平成 21 年 8 月

独立行政法人 都市再生機構

UR 賃貸住宅における家賃減額措置について（平成 20 年度）

独立行政法人都市再生機構では、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（いわゆる住宅セーフティネット法）や同法に基づく「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の促進に関する基本的な方針」を踏まえ、住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、UR 賃貸住宅にお住まいの低所得高齢者世帯等を対象として、家賃減額措置を講じているところです。

今般、平成 19 年 12 月 24 日の「独立行政法人整理合理化計画」を受けて、減額家賃適用入居者（世帯）の数、家賃減額の総額等の家賃減額措置の実績（平成 20 年度）を公表します。

なお、家賃減額措置の概要については、次頁の参考資料をご覧ください。

家賃減額措置の実績（平成 20 年度）

家賃減額措置の種類	減額家賃適用世帯数	家賃減額の総額 ^(注2)	国からの補助金等の額 ^(注4)
①家賃改定減額措置	約 46,100 世帯	約 22 億円	約 10 億円
②高優賃減額措置	約 20,500 世帯 ^(注1)	約 51 億円	約 15 億円
③ストック再生・再編に伴う特別措置	約 11,700 世帯	約 50 億円	約 13 億円 ^(注3)

^(注1) 高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）の管理戸数です。

^(注2) 適用世帯の本来家賃から入居者負担額を控除した額の総額（年額）です。なお、高優賃にあつては、既存賃貸住宅の改善に要した費用（改善に要した費用に係る国からの補助の額を控除した額）の回収に必要な家賃から入居者負担額を控除した額の総額（年額）としています。

^(注3) 都市・居住環境整備推進出資金（セーフティネット型）に係る運用益相当額を含みます。

^(注4) このほか、都市・居住環境整備推進出資金の一部について、国の規定に基づき、一時的な運用益相当額を家賃減額措置の機構負担分の低減に充てています。

(参考資料) 低所得高齢者世帯等に対する家賃減額措置の概要

① 家賃改定減額措置 (家賃改定に伴う家賃減額措置)

対象世帯	減額の内容
低所得 (収入分位 25%以下) の高齢者・ 障害者・母子世帯等	市場家賃と公営住宅家賃 (収入分位 20~25%) の中間水準まで減額 (従前家賃が限度、退去 までの間)

② 高優賃減額措置 (高齢者向け優良賃貸住宅における家賃減額措置)

対象世帯	減額の内容
低所得 (収入分位 25%以下) の高齢者世 帯	収入区分に応じて国が定める水準まで引き下 げ (退去までの間、最大 20 年間)

③ スtock再生・再編に伴う特別措置

対象世帯	減額の内容
低所得 (収入分位 25%以下) の高齢者・ 障害者・母子世帯等	<p>a 建替減額特別措置 (全面建替事業に伴う 家賃減額措置) 建替後市場家賃を 50%減額 (50 m²分、退 去までの間)</p> <p>b 全面建替事業以外 市場家賃と公営住宅家賃 (収入分位 20~ 25%) の中間水準まで減額 (従前家賃が 限度、退去までの間)</p>